



未来を創造する

一般社団法人 日本相続対策研究所

安心と幸せな未来のために

親子全員で考えて欲しい **老後** と **相続対策**

認知症などになって判断能力が無くなる前に検討すべき対策

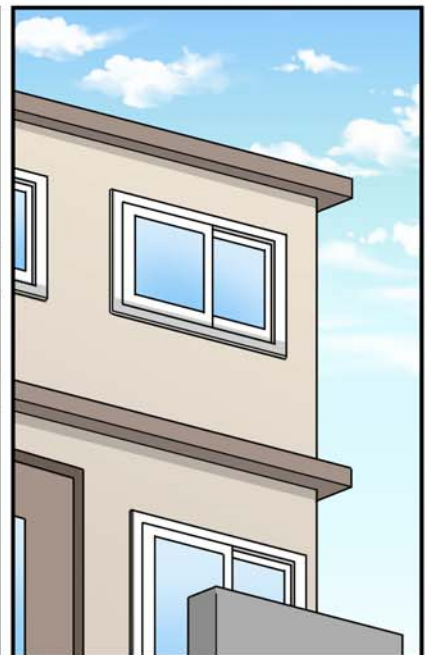
家族信託 ・ 家族後見の解説 (民事信託) (任意後見)

日本でいちばん※ 民事信託 と 任意後見の大切さをセミナーで紹介してきた当研究所が解説 (※過去7年 当研究所調べ)



マンガでわかりやすく解説しています







認知症時等の財産管理問題は、事前にできる対策として **民事信託** と **任意後見** の2つがあります

民事信託(家族信託) → 信頼できる人に**自分の財産を任せて**管理・運用してもらう方法で、「家族信託」という言葉で、認知症対策になるという話をよく聞くとお思います

任意後見(家族後見) → 認知症になった時などに備えて、信頼できる人を選んでおき、いざという時に**自分の代わりにしてもらいたいことを決めておく**制度です

どちらの制度も「**認知症になって判断能力がなくなる前に契約**」しておかないといけません



民事信託

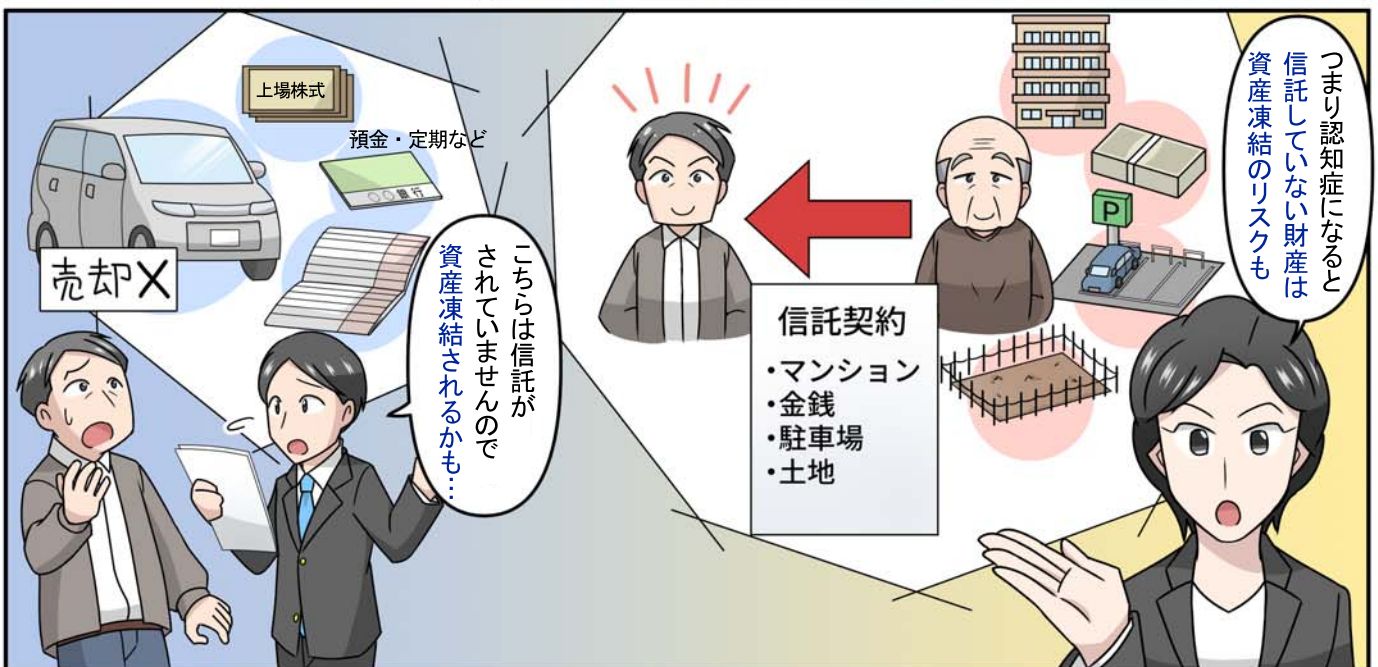
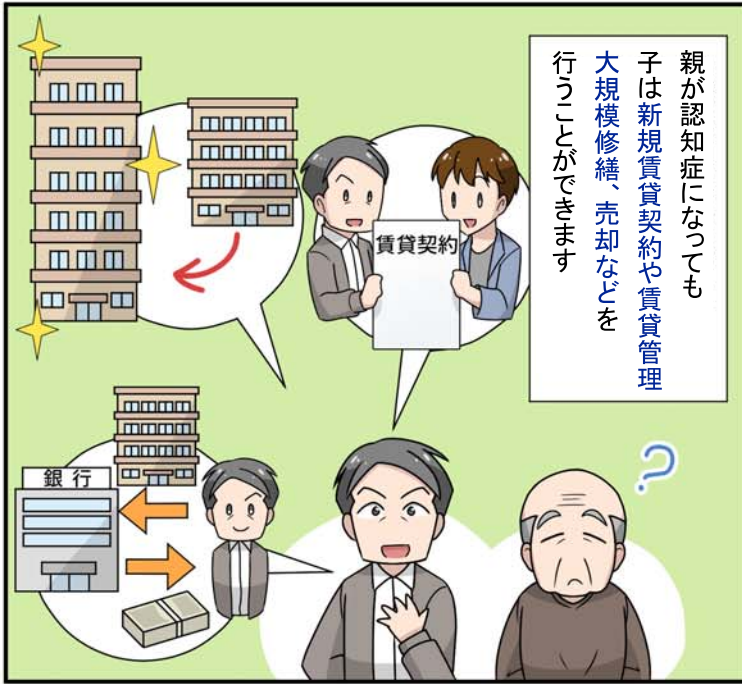
任意後見

民事信託と任意後見を将棋で例えるなら、王将を守る 飛車 と 角 でしょうか
民事信託 (家族信託) も 任意後見 (家族後見) も、万能な対策手法ではありません
役割が重なるところもありますが、目的やできることは違っていて、
どちらか一つで十分なこともあれば、両方必要になる場合もあります

ここからは正式名称の「民事信託 (もしくは単に信託) 」 「任意後見」 の名称を使います

なるほどか！





ここでは財産を自由に処分できなくなることを「資産凍結」と表現しています。認知症＝即、資産凍結ではありませんが、そのリスクがあります

家族間の介護方針などの対立で法定後見を申立されてしまうことも
法定後見の評判は今ひとつ...

後見開始後、任意後見の倍以上の費用の可能性

老後も頼まれてたのにまさか弟が法定後見を申立ってしまうとは...

でも信託はそのような代理権がなく
身上監護権もつけられないので
将来親の面倒を見る上で非常に困ることになる可能性があります

家族が後見人になれないことが多い

だから任意後見も大切です

民事信託において信託していない財産は凍結されることもあります

一方の任意後見は幅広い財産に代理権を認めるだけでなく
身上監護権も含めて契約できます

入院手続き

任意後見契約

	民事信託	任意後見
財産	信託していない財産は凍結	幅広い財産に代理権が認められる
身上監護権	つけられない	つけられる
建替や資産を抵当に入れる	契約に入れてもハードルがある	契約に入れてもハードルがある
裁判所	原則関与しない	関与がある
初期費用	信託 > 任意後見 中長期では逆転することがあります	

このように民事信託も任意後見も一長一短があり置かれた状況によって判断も変わります

また任意後見でも信託でも建え替えや抵当に入れるには結構ハードルがあります

信託

任意後見

不動産

できれば税法にも心得のある専門家

つまり不動産オーナーの場合信託と不動産、そして任意後見にも詳しい専門家にご相談をおすすめします



民事信託に詳しい業者や
士業（弁護士・司法書士・行政書士）は
とても増えてきました



じゃあ信託や
任意後見について
私は誰に相談すれば
いいのかな…

でも**任意後見は、制度がほとんど社会に知られていない**こともあって、
きちんと理解している業者は少なく、
また士業でも任意後見の深い知識と経験を持つ先生は、
それほど多くないのが現状です。

こういった対策は、資産や家族の状況によって変わりますので ↓

また老後の対策は
終活や相続対策にも
つながりますので
合わせて相続対策もご検討
されると良いと思います

両方の深い知識と経験を
もった人に相談されるか

日本相続対策研究所
にご相談ください

日本相続対策研究所には
どんな先生がいるの？

弊所と雇用関係にある先生はいませんが、
弊所には**数多くの経験豊富な協力メンバー**※がいて
ご相談内容や案件に応じて最適なメンバーで連携し
老後・相続などの対策などに取り組んでいます



※税理士・弁護士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・宅地建物取引士・不動産鑑定士・社会福祉士など

弊所の協力メンバーに
なるための資格は、
相続系の国家資格取得者
である前提のほか、こんな
必須条件があります。

- ① 「当研究所のミッション・活動目的」に賛同頂ける方 (下記)
- ② 業務上の利益ではなく、顧客の利益を優先される方
- ③ 自分のご家族・ご家庭、実親・義親を大切にする方
- ④ 信義を大切にし、誠実・謙虚な方
- ⑤ コンプライアンス遵守の精神をお持ちの方



当研究所のミッション・活動目的

当研究所は、高齢化の進む日本社会において、**特定の業界に偏らない立場**と**幅広い視野**で相続対策に
取り組み、老後と相続対策を通して、**安心と幸せな未来を創造する**ことを目的として活動しています



弊所はそついった**心ある士業**とともに
「**未来を創る事業**」をめざし、
日本の**高齢化問題**や**相続対策業界**を
より**良い方向へ変えてゆく活動**に
取り組んでいます。



士業は「心」がなければ
単なる「士(さむらい)業」ですが、
「心」があれば「志業」になります

制作協力

弁護士 大高 友一 中本総合法律事務所
 弁護士 幸尾 菜摘子 中本総合法律事務所
 弁護士 原口 薫 原口総合法律事務所
 弁護士 茶谷 幸彦
 司法書士 高橋 健一 司法書士ケン総合事務所
 司法書士 山本 耕司 L & P司法書士法人
 司法書士・行政書士 富岡 淳
 司法書士・行政書士事務所ビスポークオフィス

税理士・公認会計士 廣兼 亮 税理士法人ブレインストール
 税理士 諫武 政典 いさたけ税理士事務所
 税理士 三好 真二 三好会計事務所
 税理士 山野井 孝典 当研究所相談役
 不動産鑑定士 石原 晋志 株式会社一カンテイ
 労働者協同組合「結の会」代表理事 中下 大樹

制作 一般社団法人 日本相続対策研究所 所長
 エックスアイティー株式会社 代表取締役 本間 文也